

東京都 食育推進活動 支援事業

都民を対象に行う食育推進活動を支援します。

健康長寿を実現する
ライフスタイルに
応じた**食育**の推進

- 食育セミナー
- 収穫体験



「生産」から「流通」「消費」まで
体験を通じた**食育**の推進

- 学校給食での活動
- 地産地消の推進



SDGsの達成に
貢献する
食育の推進

- 食品ロスの削減
- 食の安全に関する理解を
深め、実践に繋げる



東京都産業労働局

東京都食育推進活動支援事業 補助金の概要



東京都食育推進計画に基づき、
都内における食育の取組を一層推進していくことを目的として、
区市町村や民間団体が都民を対象に行う食育推進活動を支援します。

区市町村食育推進活動支援事業

補助対象者

- ①区市町村
 - ②所在地を有する区市町村内において、当該区市町村民を対象に活動する協同組合、非営利活動法人等の団体、又は次のアからウのすべてに該当し、知事が特に必要と認めるもの（特認団体）※
 - ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある
 - イ 3者以上の個人又は法人で構成されている
 - ウ 代表者の定めがある
- ※区市町村からの申請となるため、各区市町村に問合せください

補助率、補助金額

2分の1以内
上限100万円

補助対象経費

賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、
通信運搬費 等

広域食育推進民間活動支援事業

補助対象者

- 東京都内を住所地とする下記に挙げる団体
- ①農業協同組合、消費生活協同組合、
財団等の公益法人、学校法人、
特定非営利活動法人等
 - ②次のアからウのすべてに該当し、知事が特に必要と認めるもの（特認団体）
 - ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある
 - イ 3者以上の個人又は法人で構成されている
 - ウ 代表者の定めがある

補助率、補助金額

2分の1以内
上限120万円

補助対象経費

賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、
通信運搬費 等



お問合せ先

東京都産業労働局 農林水産部食料安全課
☎03-5320-4882※

※令和5年12月下旬に電話番号を変更する可能性があります。
最新の問合せ先電話番号は、産業労働局ホームページをご覧ください。
<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/nourin/shoku/chisan/sangyo/suishin/>



東京都農林水産振興財団 地産地消推進課
☎042-528-0510



※実施年度の前年度に需要量調査を行います。

調査にご回答いただいた団体の中から交付団体を選定します。スケジュール等は、お問合せください。

※令和5年8月現在の情報です。最新の情報は、以下のホームページをご覧ください。



●詳しくは…

食育推進活動支援事業費補助金



2023. 8

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。